

【建設工事】契約書作成に関するお願い

1. 提出期限等について
落札決定後、7日以内（土日祝含む）に税財政課へ2部提出してください。
2. 契約書様式及び削除・抹消に伴う捨印について
契約書（請書）は町のホームページ（産業・ビジネス → 入札 → 契約書様式ダウンロード）からダウンロードしてください。
 - （1）請負代金10万円を超えて130万円以下の場合は、請書をご使用ください。
→削除条項はありませんが、上部に捨印をお願いします。
 - （2）請負代金130万円を超えて5000万円未満の契約書
→39条、41条～44条を削除します。
 - （3）請負代金5,000万円以上の契約書
→41条～44条を削除します。
 - （4）債務負担行為ありの契約書
債務負担行為の金額は税財政課にご確認ください。

※（1）～（4）について、62条の一部 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）を東彼杵町財務規則（昭和39年東彼杵町規則第3号）へ変更しています。

捨印の押印方法

押印例

40条、41条 削除



文字に重なるように押印

3. 契約書の作成方法
契約書の後ろに縦覧設計書をつけて製本し、表と裏に契印してください。
1部には印紙を貼付して消印をしてください。
4. 印紙税額 ※下記表は、軽減措置後の額です。（令和9年3月31日まで）

契約金額	印紙税額	契約金額	印紙税額
1万円以上 100万円以下	200円	500万円を超え1,000万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	200円	1,000万円を超え5,000万円以下	10,000円
200万円を超え300万円以下	500円	5,000万円を超え1億円以下	30,000円
300万円を超え500万円以下	1,000円		

※「請負に関する契約書」のうち建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約

5. 添付書類
 - （1）契約額の100分の10以上の契約保証金または履行保証保険等
※130万円以下の場合は免除
※履行保証保険期間は、契約日（もしくは決定日から契約日までの間）から工期末までです。
 - （2）工程表
 - （3）現場代理人等決定（変更）通知書（長崎県の様式）
※現場代理人等決定（変更）通知書の備考欄に記載されている書類を添付してください。
 - （4）建退共掛金収納書
 - （5）建労災または労災加入証明の写し
 - （6）法定福利費を明示した請負代金内訳書（工事費内訳書に記載の場合や見積の場合は提出不要）
6. 工期開始日
契約日を含む7日以内（土日祝含む）としてください。